

監査結果に基づく措置通知

令和元年度定期監査・行政監査
(令和 7 年度報告分)

さぬき市監査委員

令和元年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和元年度		結果No.	2		
監査結果の区分	委員意見	対象組織	総務部 総務課			
指摘・意見等の項目	内部統制制度の導入について					
指摘・意見等の内容	<p>地方自治法等の一部を改正する法律に伴い、県及び政令指定都市については、令和2年4月1日から内部統制に関する方針を定め、これに必要な体制を整備することが義務付けられている。</p> <p>内部統制制度とは、組織がその目的を有効・効率的かつ適正に達成するためにしての事務事業のリスクを洗い出し、リスクの重要度等に応じた業務マニュアルを作成するなど、不適正な事務処理等を防止する仕組みである。</p> <p>本市においては努力義務の対象となっているが、監査委員として他市の状況を参考に、早期の制度導入について検討されることを要望する。</p>					

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部 総務課
措置内容等	<p>内部統制制度については、地方自治法第150条の規定により、県及び政令指定都市においては、その方針を定めて、必要な体制を整備することが義務付けられているが、その他の市町村においては、それらを努力義務とされているところである。</p> <p>こうした中で、県内他市を含む四国内全ての一般市においても、方針を策定していない状況にあることや、人的資源の制約や業務プロセスの可視化及び文書化が十分と言えない本市の現状を踏まえると、内部統制に関する方針の策定等については、将来的な課題として整理することとし、当面は、コンプライアンス研修をはじめとする種々の取組を実施することにより、職員の内部統制についての習熟度の向上に努めていくものとする。</p>